

三春町プレミアム付商品券（第3弾）取扱店募集要項

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町内事業者の収入減少に対する支援及び地域経済の活性化と地元消費の拡大を図ることを目的とし、三春町内（以下「町内」という。）の小売店、飲食店、旅館及びサービスを提供する店舗等で利用できる販売額から5割分上乘せしたプレミアム付商品券（第3弾）を発行する。

この要領は、プレミアム付商品券を利用可能とする店舗（以下「取扱店」という。）の募集について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 商品券の発行について

- (1) 名称 三春町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行者 三春町（以下「町」という。）
- (3) 発行予定総額 146,250,000円
- (4) 販売予定総額 97,500,000円
- (5) 発行予定部数 19,500冊
- (6) 一冊の販売額 5,000円
- (7) 一冊の利用額 7,500円（額面500円×15枚）
- (8) 利用期間 令和4年7月24日(日)から令和4年12月31日(土)まで
- (9) 購入対象者 町内に住所を有する者を対象とする。
- (10) 販売方法 1世帯につき3冊を限度として販売。
ただし、マイナンバーカードを所持し、提示した世帯については、1世帯につき5冊を限度として販売。
- (11) 換金期間 令和4年8月8日(月)から令和5年1月25日(水)まで
月1回

第3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用が可能。
- (2) 商品券は現金と交換できない。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は発生しない。
- (4) 不足分は現金等で受領すること。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、町はその責を負わない。
- (7) 取扱店において、本商品券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識するよう明示すること。

第4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品

- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

第5 取扱店の登録資格

町内に店舗などの事業所を有する事業者、または、町内に店舗などの事業所を有し、農業者及び農業生産団体等が生産した農産物を直接販売する施設（以下「農産物等直売所」という。）もしくは、三春町商工会（以下「商工会」という。）の会員とし、次の（1）から（3）に該当する事業者を除いたものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

第6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、配布されるポスター、のぼり旗等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに町または、商工会に報告すること。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入し、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

第7 取扱店の登録手続き

(1) 取扱店の登録

登録を希望する事業者は、「三春町プレミアム付商品券（第3弾）取扱店登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」に必要事項を記入し、町

または、商工会に提出すること。なお、複数店舗で営業している事業者については、一括して申し込みすることを可能とする。登録料は、無料とする。

(2) 申請期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月20日(月)まで

(3) 申請後の審査・承認

町は、申請のあった事業者を審査の上、取扱店として承認する。審査の結果は、別途通知する。

承認された取扱店には、ポスター、のぼり旗等を配布する。承認された申請書を商工会へ持参し、ポスター、のぼり等を受領すること。

第8 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、商工会に、次の①～④に定めるものを提出する。取扱店が指定した金融機関の口座に換金額を振り込みするものとする。

- ① 使用済商品券
- ② 三春町プレミアム付商品券（第3弾）換金申請書（様式第2号）
- ③ 承認された申請書
- ④ 通帳の写し

(2) 換金手数料

- ① 商工会の会員である取扱店及び農産物等直売所は無料とする。
- ② 商工会の会員でない取扱店からは、商品券の額面の3%を換金手数料として徴収する。徴収の方法は、換金額から換金手数料を差し引くこととする。

(3) 換金の受付

令和4年8月8日(月)から令和5年1月13日(金)の期間で、以下のとおり申請を受け付ける。

換金申請期間	振込予定日
令和4年 8月の第2週（土・日・祝日を除く）	8月25日
令和4年 9月の第2週（土・日・祝日を除く）	9月26日
令和4年10月の第2週（土・日・祝日を除く）	10月25日
令和4年11月の第2週（土・日・祝日を除く）	11月25日
令和4年12月の第2週（土・日・祝日を除く）	12月26日
令和5年 1月の第2週（土・日・祝日を除く）	1月25日

※毎月の申請期間を過ぎた場合、翌月の申請にまとめて申請が可能であるが、最終回である令和5年1月13日以降の換金には一切応じない。

第9 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認

を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

第10 その他留意事項

- (1) この「募集要項」に記載されていない事項は、町または、商工会へ問い合わせること。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、町のホームページやリーフレットなどにより広報する。

附 則

この要項は、令和4年5月30日から施行する。